

国民健康保険だより

発行 / 大和郡山市保険年金課 平成31年4月15日

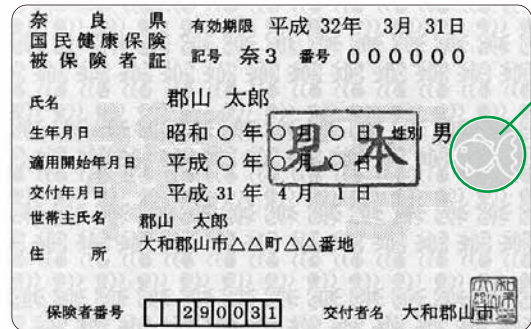
4月1日からの、
新しい保険証(国民健康保険被保険者証)を
ご確認ください。



3月中旬～下旬に世帯主宛てに簡易書留で、
世帯全員分の保険証をお送りしました。
まだ届いていない場合はご連絡ください。

※期限の切れた保険証は各家庭で処分してください。

表面



ホログラム印刷

※5月1日に改元が予定されていますが、改元後は「平成」を新元号に読み替えてご利用ください。

※保険証及び高齢受給者証のカードケースが必要な人にはお配りしますので、保険年金課給付係または各支所までお越しください。



4月は就職や入学、転出・転居など異動の多いシーズンです。
ご世帯の中で国保資格に変更がある場合は手続きが必要です。

国民健康保険に加入するとき、やめるときには**必ず14日以内**に届出してください。

| | こんなとき | 届け出に必要なもの |
|------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 加入するとき | 他の市区町村から転入してきたとき | ●住民異動届 ●印かん |
| | 職場の健康保険をやめたとき | ●職場の健康保険をやめた証明書(社会保険資格喪失証明書など) ●印かん |
| | 職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき | ●被扶養者でなくなった日付のわかる証明書 ●印かん |
| | 子どもが生まれたとき 生活保護を受けなくなったとき 外国籍の人が加入するとき | ●保険証 ●母子健康手帳 ●印かん ●保護廃止決定通知書 ●印かん ●在留カード |
| やめるとき | 他の市区町村に転出するとき | ●保険証 ●住民異動届 ●印かん |
| | 職場の健康保険に加入したとき | ●国民健康保険の保険証 ●加入した職場の健康保険の保険証 ●印かん |
| | 職場の健康保険の被扶養者になったとき | ●印かん |
| | 国民健康保険の被保険者が死亡したとき 生活保護を受けるようになったとき 外国籍の人がやめるとき | ●保険証 ●死亡を証明するもの ●印かん ●喪主の氏名がわかるもの ●保険証 ●保護開始決定通知書 ●印かん ●保険証 ●出国する日付がわかるもの(出国する場合のみ) |
| その他 | 市内で住所が変わったとき | ●保険証 ●住民異動届 ●印かん |
| | 世帯主や氏名が変わったとき | |
| | 世帯が分かれたり、いっしょになるとき | ●保険証 ●在学証明書または学生証 ●印かん |
| | 修学のため、別に住所を定めるとき | |
| 保険証をなくしたとき | ●身分を証明するもの(運転免許証、パスポート等) ●印かん | |

※国民健康保険の加入者が75歳になった場合は、後期高齢者医療制度の加入者に自動的に移行するので、特に手続きの必要はありません。

※やめるとき、40歳～74歳の方は特定健康診査受診券、特定保健指導利用券(該当者のみ)も窓口にお返しください。

※70歳以上の方は、上記の必要なものに加えて高齢受給者証もご持参ください。

※いずれの手続きにおいても、個人番号のわかるもの及び本人確認のできる証明書(運転免許証、パスポート等)をお持ちください。

国民健康保険への加入は法律で定められています。

職場の健康保険等に加入している人、後期高齢者医療制度に該当している人、生活保護を受けている人を除いて、大和郡山市に住んでいる人はすべて国民健康保険の加入者になります。

国民健康保険に加入した場合

- ・他の市町村から転入した場合
- ・他の健康保険をやめた場合 など

加入した月から月割りで計算

※届出が遅れた場合も、加入すべき月(退職の翌日、転入日等)まで遡って加入していただき、保険税を納めなければなりません。

国民健康保険をやめた場合

- ・他の市町村へ転出する場合
- ・他の健康保険へ加入した場合 など

やめた月の前月までの分を月割りで計算

※国民健康保険は届出がない限り、自動的に切り替わりません。また、国民健康保険の資格を喪失した後、保険証を使って医療機関を受診すると、市が負担した治療費を返していただくこととなります。

加入の届け出が おくと...

保険証がないため医療費を全額自己負担しなければなりません。

届け出が遅れた場合、加入すべき月(退職の翌日、転入日等)までさかのぼって保険税を納めなければなりません。

保険税の納付義務は、届け出した日ではなく、あくまでも異動した日に発生します。

やめる届け出が おくと...

国民健康保険の資格がなくなっているにもかかわらず、保険証を使って医療機関で受診してしまうと、国民健康保険で負担した医療費を返していただくこととなります。

やめる手続きが遅れた場合、いつまでも国民健康保険加入者として登録されるため保険税がかかります。

特に、職場の社会保険に加入した場合、職場から市役所には連絡がきませんので必ず届け出が必要です。自動的に切り替わりません。

任意継続制度を ご存じですか?

職場の健康保険に2ヶ月(共済組合は1年)以上加入していた人が退職した場合、退職日から20日以内に健康保険協会・健保組合などへ手続きしていただくと、最長で2年間、今までの社会保険に残ることができます。



市外に転出した 学生の人は...

国民健康保険に加入している人が、大学・高校等に就学するために市外へ転出した場合でも、引き続き大和郡山市の保険証を発行する特例があります。在学証明証、学生証など就学を証明するものと、印鑑持参のうえ手続きをしてください。

また、卒業したり、就職した場合は、卒業証書または、職場の健康保険証を持参のうえ、やめる手続きをしてください。



生活習慣病の予防に向けて 2つの取り組みをしています！

リスクの高い人に、医療機関への早期受診を勧奨。 (レッドカード事業)

特定健診の結果を分析し、生活習慣病のリスクが高い人に対して、医療機関への早期受診を促す通知を送付します。

右のようなカードが届いたら、医療機関を受診し必要に応じて治療を受けましょう。



いち早く、糖尿病性腎症の重症化予防を。 (糖尿病性腎症重症化予防プログラム)

糖尿病の代表的な合併症である糖尿病性腎症になると、腎不全を引き起こし人工透析を始める必要が出てきます。このような状態にならないためには、早期に医療機関での治療を始め、日ごとの生活習慣を改善することが重要です。

そうした危険性の高い人に対して、早期の医療機関受診を勧奨したり、かかりつけ医と連携した保健指導の実施を通じて生活習慣の改善を促す取り組みをしています。



それぞれ、対象となる人には個別に通知します。

すべては、健診の受診から始まります！

6月
から

国民健康保険 特定健康診査

◆実施期間 平成31年6月1日～平成32年1月31日

◆費用 1,000円 ◆実施場所 市内各実施医療機関

詳しくは、5月下旬にお送りする受診券をご確認ください。

特定健康診査・特定保健指導のお問い合わせ…保険年金課給付係 ☎0743-53-1643

医療機関の適正受診を心がけましょう！

医療費の増加は、国民健康保険財政を圧迫するだけでなく、医療現場の過重な負担にもつながります。医療機関の適正受診を心がけ、医療費のムダを減らしましょう。

休日・夜間の受診の前に、ぜひご活用を！

奈良県救急安心センター相談ダイヤル

- 救急車を呼んだほうがいいのかな？
- 応急手当の仕方がわからない！
- 病院で診察を受けるべきかな？
- 近くの医療機関が知りたい！

プッシュ回線・携帯電話からは

#7119

ダイヤル回線・IP電話からは

0744-20-0119

24時間、相談員や看護師が電話でアドバイスします！

～国民健康保険税のための申告について～

国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得に応じて計算し、課税されます。国民健康保険に加入していて、所得税の確定申告や市・県民税の申告をされていない等で市役所で所得がわからない人、所得がなかった人、または遺族年金等の課税対象とならない収入のみの人は申告が必要となります。

5月下旬頃に送付する「平成31年度 国民健康保険税申告書」が届いた人は、平成30年中(1月から12月まで)の収入・所得を記入して保険年金課まで必ずご返送ください。

※前年中の世帯の所得金額が一定基準以下の場合には、国民健康保険税の均等割額・平等割額を軽減する制度があります。(所得の申告があれば軽減のための手続は必要ありません。)

～国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)について～

国民健康保険税の納付がすでに特別徴収となっている世帯については、4月以降も年金受給日に合わせて、引き続き天引きとなります。本年度から新たに特別徴収となる世帯については、7月頃納付書発送前にご案内をお送りし、10月から天引き開始となります。

【特別徴収の対象となる世帯】

- 世帯主が国民健康保険に加入している世帯で、次の①～③をすべて満たす世帯です。
- ①世帯主をはじめ、世帯の国民健康保険加入者全員が、65歳以上75歳未満であること。
- ②世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること。
- ③国民健康保険税と介護保険料の合計額が、特別徴収の対象となる年金支給額の2分の1以下の金額であること。

※世帯主以外の方の年金からは、特別徴収は行いません。
 ※世帯主が年度内に75歳に到達する場合は特別徴収対象外です。
 ※年度途中で税額変更があった場合など、特別徴収に加えて普通徴収でも納付いただく場合があります。

【納期】 ●すでに特別徴収となっている世帯

| 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
|-------------------------------|----|----|----------------------------------------------|-----|----|
| 仮徴収 | | | 本徴収 | | |
| 前年の所得が確定するまでは、仮算定された保険税を納めます。 | | | 前年の所得が確定した後は、年間保険税から仮徴収分を差し引いた残りを3回に分けて納めます。 | | |

- 本年度から新たに特別徴収に該当する世帯
 年間保険税の1～3期分を普通徴収で、10月から特別徴収(本徴収)で納めます。
 ※国民健康保険税を納付書で納付もしくは口座振替で納付する方法を「普通徴収」といいます。

～保険税課税限度額が変わります～

平成31年度から国民健康保険税課税限度額について、下記のとおり改定を行います。

| 区分 | 医療給付費分 (すべての人) | 後期高齢者支援金分 (すべての人) | 介護納付金分 (40歳以上65歳未満の人) |
|-------|-------------------|----------------------|--------------------------|
| 課税限度額 | 54万円→58万円 | 19万円 | 16万円 |

～保険証の窓口更新について～

3月中旬～下旬に4月1日以降の新しい保険証を郵送していますが、一部の世帯については保険税の納付と納付相談を兼ね、窓口での更新とさせていただきます。該当者には個々にご通知をお送りしていますので、未更新の方はご確認いただき、保険証及び印鑑を持参のうえ、必ず更新にお越しください。

